

道路占用工事及び道路工事施工承認による工事の施工に当たっての留意事項

1．道路掘削後の復旧について

- (1) 舗装構成については、現況舗装構成と同等以上のものとし、設計に当たっては事前に協議してください。
- (2) 復旧に当たっては、各層毎に転圧機械を使用して確実に締め固めをしてください。
(仮舗装を行い、その後交通開放による自然転圧期間を3ヶ月～1年を確保し、本復旧を行う。)
- (3) 復旧後に段差等が発生した場合には、占用者の責任において対応していただくこととなりますので、適正な施工を行ってください。
- (4) 側溝等の道路構造物の横を開削する場合には、本復旧時の影響幅程度の余裕をもって実施し、本復旧時に道路構造物までの舗装を行ってください。

2．横断埋設物（給水管等）による道路施工復旧について

- (1) 住宅地等の周辺道路で道路に横断埋設物（給水管等）を布設、復旧後、車両通行の際の振動音等による騒音苦情が多くよせられており、段差等が発生しないよう施工には十分注意してください。
- (2) 側溝下に埋設する場合、土砂による締め固めでは不安定となるため、コンクリートによる埋め戻しを行ってください。

3．着工、しゅん工確認について

- (1) 占用許可後、工事に着工する場合には速やかに着工届を、工事完了後には速やかにしゅん工届、しゅん工写真（着工前、施工中、しゅん工後を適時）を提出し、検査を受けてください。
- (2) 検査は、しゅん工届が提出された後に実施します。軽微な工事等は写真等による確認のみの検査とする場合があります。
- (3) 工事内容の確認等の際、担当から連絡することがありますので、指定箇所に照会先（施工業者など）を記入してください。

4．電柱等の占用について

- (1) 電柱等の道路路面に突起する占用物件については、道路除草作業の妨げにならないように、路肩から1m以上離して設置してください。

5．その他

- (1) 法面等を掘削する場合等で、土砂が路面に流出することがないように施工には十分注意してください。
- (2) 路面開削により区画線が消えた場合は、復旧後確実に引いてください。
- (3) 占用工事の大半が道路通行止めを伴うものです。占用申請の際に併せて通行止め申請書を提出してください。（別途警察署に申請済みの場合は許可書の写しを提出すること。）
- (4) 占用許可とともに所管警察署（小国警察署）の道路使用許可を確実に受けようお願いします。